

空き時間保育実施要項

(目的)

第1条 本要項は社会福祉法人国立保育会（以下「法人」とする）の運営する保育園において、入所児童の最善の利益を保障するため、保育士等を適正かつ円滑に配置することを目的に、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 空き時間保育事業とは、ある保育園（以下「募集園」とする）において保育士等の配置が不足してしまう時間帯に、別の保育園に所属している勤務についていない保育士を配置し、保育士等の不足を補う事業である。

2 用語の定義は以下の通りとする。

- ① 募集園からの空き時間保育の人員募集情報は「募集情報」とする。
- ② 募集情報を取ることを希望している保育士を「希望保育士」とする。
- ③ 法人内の空き時間保育管理システムを「本システム」とする。
- ④ 希望保育士が所属する保育園の園長を「所属園園長」とする。
- ⑤ 希望保育士が募集情報に応募し、所属園園長が労使協定違反ではない旨を確認した情報を「応募情報」とする。
- ⑥ 希望保育士が、応募情報が確定した旨のメール受け取ると、従事予定保育士となる。
- ⑦ 従事予定保育士が空き時間保育に従事開始すると従事保育士となる。

(空き時間保育事業実施園)

第3条 空き時間保育事業は法人内のすべての保育園で実施する。

(空き時間保育従事保育士の募集応募確定方法)

第4条 空き時間保育従事保育士の募集、応募、確定は以下のとおりおこなう。

- ① 希望保育士は事前に本システムに必要事項を登録する。
- ② 保育士等の配置が不足してしまう時間帯が生ずる可能性が認められた場合、募集園園長は募集情報を本システムに登録する。登録期限は特に設定せず、直前であっても登録可能とする。
- ③ 募集園園長が本システムに情報を登録すると、本システムから自動的に希望保育士に募集情報がメール配信され、そのメールに返信することで、希望保育士は応募が可能となる。
- ④ 希望保育士が応募した場合、所属園園長には、希望保育士が応募した募

集情報に従事することによる労使協定違反の可否を確認するためのメールが自動配信される。

- ⑤ 所属園園長が、従事可能と判断するか12時間以上判断留保すると、募集園園長には、応募情報が本システムから自動的にメール配信される。
- ⑥ 募集園園長は、応募情報の中から従事を依頼する希望保育士を選択し、本システムに登録する。
- ⑦ 登録後、希望保育士には応募情報が確定した旨のメールが本システムから自動配信される。この情報を受け取った時点で、従事予定保育士となり、その保育士が空き時間保育に従事開始した時点で従事保育士となる。
- ⑧ 募集園園長は、必要に応じて、事前事後に所属園園長や従事予定保育士（従事保育士を含む）と連絡を取り、募集園の円滑な保育の実施に努める。

（空き時間保育に従事できない保育士）

第5条 以下のいずれかに該当する保育士は空き時間保育に従事できない。

- ① 園長職、副園長職、主任職にある保育士
- ② 休暇取得中の保育士（公休日を除く）
- ③ 休業中の保育士
- ④ 休職中の保育士
- ⑤ 所属園園長から空き時間保育の従事を禁止されている保育士

（空き時間保育従事保育士の手当）

第6条 空き時間保育従事保育士について、時間外勤務割り増し分を含め、募集園から別表1の空き時間保育従事手当を支給する。

- 2 従事保育士の従事した時間は1時間単位で切り上げることとする。
- 3 手当の支給方法については、募集園園長が決定するが、給与規程の時間外勤務手当の支給期日を超えないこととする。

（その他）

第7条 本要項に定めのないことについては、理事会で協議し、決定することとする。

付則 1 本要項は令和4年1月1日改正施行する。

別表 1

	人数	空き時間保育従事手当
保育士	募集園の時間帯ごとの募集人数とし、1時間単位とよる。	1時間あたり 3,000 円